

平成28年5月20日

岐阜市議会議員 各位

岐阜薬科大学事務局

岐阜市教育委員会

岐阜薬科大学前学長案件にかかる最高裁の決定を受けた対応について（報告）

岐阜薬科大学前学長案件にかかる最高裁の決定を受けた対応について、下記のとおりお知らせします。

記

(概要1：岐阜薬科大学) ・賠償金の支払いについて (概要2：教育委員会) ・勝野眞吾教育委員会委員から辞職願の提出について

概要1

相手側	白井茂之(岐阜薬科大学准教授)
今後の予定	賠償金は、双方の代理人(弁護士)を通じて協議し、相手側に支払います。 なお、前学長(勝野眞吾)から自主的な申し出があり、5月19日に100万円の入金がされました。

概要2

委員	勝野眞吾(満71歳) <任期 平成27年4月1日～平成29年3月31日(2年) 1期目>
経緯及び今後の予定	本人から一身上の都合を理由に辞職願(5月16日付)が提出されました。 今後、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定に基づき、 教育委員会の同意 (臨時会開催予定：5月20日)、 市長の同意 を得て辞職となります。

問合せ先

	概要1について	概要2について
所属	岐阜薬科大学事務局	岐阜市教育委員会事務局
担当者	水野・次長兼庶務会計課長	原・次長兼教育政策課長 石原・教育立市政策審議監
TEL	058-230-8100(代表)	058-265-3982(直通)